令和5年度南相馬市事業者支援・市民生活応援事業参加店募集要領

南相馬市消費喚起応援事業実行委員会

1. 目的

この要領は、南相馬市事業者支援・市民生活応援事業の参加店を募集するにあたり、 参加店の募集方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業の概要

基準日時点で南相馬市に住民登録している全市民を対象に、2,500円分の商品 券を送付する(市民生活応援)。

また、参加店において買い物をした際に、応募券(シール)をお渡しする。専用応募はがきに必要枚数分の応募券を貼付し、郵送又は投函箱に投函して応募いただく。応募していただいた方の中から抽選で、参加店で利用できる商品券を贈呈する(事業者支援)。

○商品券及び応募券発行者

南相馬市消費喚起応援事業実行委員会

○商品券発行総額

200,000,000円

(うち、市民生活応援分 142,650,000円)

(うち、事業者支援分 57,350,000円)

※金額の内訳は、基準日時点での市民生活応援分対象者数に応じて変動。

(市民生活応援)

○商品券の発送等

基準日時点で南相馬市に住民登録している全市民の住所・氏名等のデータを、住 民基本台帳システムから抽出し宛名ラベルを作成。封筒に商品券、商品券利用ガイ ド・商品券利用可能店舗一覧チラシ、抽選事業概要・参加店一覧チラシを封入し、 対象者に発送する。

○商品券の利用期間(予定)

令和5年9月15日(金)~令和6年1月31日(水)利用期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できない。

○商品券の種類及び構成(予定)

配布される商品券2,500円分(1人あたり)の内訳は下表のとおり。

券の種類	1枚の金額	枚数
全ての参加店で使用できる共通券	1,000円	1枚 (1,000円)
売場面積500㎡未満の小売店等のみで使用できる専用券	500円	3枚 (1,500円)

- ○次に示す内容について商品券の利用はできない。
 - ①国や地方公共団体への支払い並びに公共料金(電気・ガス・水道等)の支払い
 - ②有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ③たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
 - ⑤土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産に係る支払い
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業に係る支払い
 - ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨その他、実行委員会が特に指定するもの

○商品券の取扱いに関する留意事項

- ①商品券は利用しようとする額面未満の特定取引に利用することはできない(釣り 銭の出る取引はできない)。また払戻しはできない。
- ②商品券の盗難、紛失、汚損による再発行はしない。また、偽造等に対して発行者 (実行委員会) はその責を負わない。

(事業者支援)

○応募方法

郵送又は市内各所(市役所、商工会・商工会議所、金融機関、生涯学習センター等)に投函箱を設置。投函箱の設置場所については、【別紙1】のとおり。

○応募期間(予定)

令和5年9月15日(金)~令和5年10月31日(火)必着分まで

- ○抽選日 (予定)
 - 令和5年11月8日(水)
- ○抽選場所(予定)

南相馬市役所

○抽選本数及び内容等

【別紙2】のとおり。

なお、基準日時点での市民生活応援分対象者数に応じて変動する。 ※商品券の詳細は下記「商品券の種類及び構成」等のとおり。

○抽選方法

応募者の中から実行委員会と小高・鹿島・原町各区行政区長会等の会長が抽選。

○商品券の発送等

商品券は、当選通知、商品券利用ガイド・商品券利用可能店舗一覧チラシとあわせて当選者へ発送。

○商品券の利用期間(予定)

令和5年12月1日(金)~令和6年1月31日(水) 利用期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できない。

○商品券の種類及び構成(予定)

券の種類	1枚の金額	割合	
全ての参加店で使用できる共通券	1,000円	40%	
売場面積500㎡未満の小売店等のみで使用できる専用券	500円	6 0 %	

- ○次に示す内容について商品券の利用はできない。
 - ①国や地方公共団体への支払い並びに公共料金(電気・ガス・水道等)の支払い
 - ②有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ③たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
 - ⑤土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産に係る支払い
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業に係る支払い
 - ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨その他、実行委員会が特に指定するもの

○商品券の取扱いに関する留意事項

- ①商品券は利用しようとする額面未満の特定取引に利用することはできない(釣り 銭の出る取引はできない)。また払戻しはできない。
- ②商品券の盗難、紛失、汚損による再発行はしない。また、偽造等に対して発行者 (実行委員会) はその責を負わない。

3. 参加店の参加資格

- ○資格要件
 - ①南相馬市内に店舗や事業所等を有する事業者
 - ②令和5年度南相馬市事業者支援・市民生活応援事業実施要綱及び本募集要領を遵守する事業者

○対象外事業者

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業を行う事業者

- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

4. 参加店の募集及び登録

- ○申込期間(予定)
 - 第1次 令和5年7月14日(金)~令和5年8月4日(金)
 - ※この期間に申込みし、承認された参加店は、全市民に配布する商品券に同封する商品券利用ガイド・商品券利用可能店舗一覧チラシ、抽選事業概要・参加店 一覧チラシ及び市ホームページに店名を掲載する。
 - 第2次 令和5年9月29日(金)まで募集継続(随時登録)
 - ※この期間までに申込みし、承認された参加店は、当選者用商品券に同封する商品券利用ガイド・商品券利用可能店舗一覧チラシ及び市ホームページに店名を掲載する。

○申込方法

本募集要領の規定に基づき、申込みを行う。

①令和4年度消費喚起応援事業参加店

実行委員会から「参加店登録申込書(既存取扱店用)」を送付し、継続して参加を希望する場合は、変更項目の有無等の必要事項を記入のうえ、実行委員会(受託事業者)宛に郵送。

②上記以外の事業者

市ホームページからダウンロード、または小高・鹿島商工会、原町商工会議所、 市商工労政課、小高区・鹿島区地域振興課に備付の「参加店登録申込書」に必要 事項を記入のうえ、実行委員会宛に郵送。

○登録料

登録に際しての費用負担はなしとする。

○申込後の審査・承認

申込みのあった事業者は、実行委員会の審査を経て、参加店として承認する。なお、参加店として承認されなかった場合のみ、その旨の連絡を行う。

○その他

- ①市内に複数の店舗を所有する場合、店舗ごとに申込書の提出が必要。
- ②大型店内のテナントは個別に申込みを受け付けし、各店舗の売り場面積に応じ大型店、中小店に区分。
- ③承認された事業者には、抽選事業に必要なツール(応募はがき、ポスター、のぼり等)を各区商工会、商工会議所等にて令和5年9月上旬(予定)に配布する。 商品券取扱いに必要なツール(取扱マニュアル、商品券売上報告書、商品券送付 用封筒等)については、令和5年9月上旬(予定)に郵送する。

5. 商品券の換金

○申込期間(予定)

令和5年9月15日(金)~令和6年2月29日(木) 申込期間を過ぎたものは無効となり換金できない。

○換金方法

参加店は、回収した商品券の裏面に店名を記入またはゴム印等で押印し、「商品券売上報告書(換金申込)」を添えて、換金取扱委託事業者宛に送付する。月3回の申込期日に合わせ、可能な限りまとめて送付する。

○換金手数料

振込手数料は、実行委員会事業予算で負担する。

○申込期日及び振込期日

換金については、月3回実施を基本とする。毎月10日、20日、末日を換金申込締切日(必着)とし、10日締め申込は当月20日、20日締め申込は当月末日、末日締め申込は翌月10日に各参加店へ振込とする。

なお、換金申込締切日が土・日・祝日にあたる場合は、前営業日を換金申込締切日とし、振込日が土・日・祝日(金融機関休業日)にあたる場合は、20日支払分・翌月10日支払分は翌営業日、末日支払分は前営業日を振込日とする。

換金申込締切日(※土・日・祝日に あたる場合は、前営業日)	振込日 (支払日)
10日	当月20日
	※金融機関休業日の場合、翌営業日
20日	当月末日
	※金融機関休業日の場合、前営業日
+ 1	翌月10日
末日	※金融機関休業日の場合、翌営業日

6. 参加店の遵守事項

- ①参加店の証明となる店頭表示物 (ポスター、のぼり) を掲示すること。
- ②自店舗に配布された応募券を使用し、自ら抽選に応募しないこと。
- ③商品券は偽造防止を行っているが、不正使用が疑われる場合は商品券の受け取りを 拒否するとともに、速やかに実行委員会事務局に連絡すること。
- ④商品券を受け取った際は、裏面の指定欄に店名を記入またはゴム印等で押印すること。
- ⑤使用済の商品券を換金せずに、他の参加店で使用しないこと。
- ⑥商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないこと。
- ⑦応募券の配布や商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自 ら解決に努めること。
- ⑧応募券や商品券の取扱いに関して、実行委員会から改善要請等があった場合、要請に従うこと。

⑨その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

7. 参加店登録の取消し及び罰則

「6. 参加店の遵守事項」に反する行為が確認された場合には、参加店登録を取消 すものとする。また、違反により損害金が発生した場合は、損害賠償請求を行う。

8. 協替セール等

参加店において、今後の誘客に繋がるように、応募券の配布及び商品券の利用促進のためのセール・イベント等を行うことは差支えない。

9. 個人情報の取扱い

- ①商品券の配布、抽選事業への応募及び参加店登録に係る個人情報等については、実 行委員会及び事業を委託する場合にあたってはその受託事業者が管理し、本事業及 び本事業の効果測定に係る事務処理のために使用する。
- ②実行委員会及び事業を委託する場合にあたって、受託事業者は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用してはならない。

10. ホームページ

令和5年9月上旬(予定)から、各区商工会、商工会議所及び市ホームページにて、 事業内容を掲載し広報する。参加店情報もあわせて掲載し、順次更新する。

11. 問い合せ先

参加店登録及び事業全般に関する問い合せは、市商工労政課内で受付を行う。

【電話番号:0244-24-5264】

【別紙1】

投函箱設置場所 (案)

	設置場所	所在地
鹿島区	鹿島商工会	鹿島区鹿島字町39番地
	鹿島区役所	鹿島区西町一丁目1番地
	相双五城信用組合鹿島支店ATM内	鹿島区鹿島字町111番地
	大東銀行鹿島支店ATM内	鹿島区鹿島字町122番地
	鹿島生涯学習センター「さくらホール」	鹿島区寺内字迎田22番地の1
原町区	原町商工会議所	原町区橋本町一丁目35番地
	南相馬市役所本庁舎(1階総合案内)	原町区本町二丁目27番地
	一般社団法人南相馬観光協会	原町区本町二丁目52番地
	道の駅 南相馬	原町区高見町二丁目30番地の1
	ファッション&暮らしの衣料 まめや	原町区南町一丁目133番地
	鳥居陶器店・サラダ館栄町店	原町区栄町二丁目12番地
	合資会社	原町区旭町三丁目29番地
	原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」	原町区小川町322番地の1
	高平生涯学習センター	原町区下高平字寺前155番地の1
	大甕生涯学習センター	原町区大甕字十日迫26番地
	太田生涯学習センター	原町区益田字塩釜26番地
	石神生涯学習センター	原町区石神字坂下29番地
	ひがし生涯学習センター	原町区高見町二丁目30番地の1
	ひばり生涯学習センター	原町区本陣前三丁目60番地の2
小高区	小高商工会	小高区本町一丁目44番地
	小高区役所	小高区本町二丁目78番地
	東邦銀行小高支店ATM内	小高区東町一丁目51番地
	あぶくま信用金庫小高支店ATM内	小高区仲町一丁目35番地
	小高郵便局ATM内	小高区上町一丁目38番地
	小高生涯学習センター「浮舟文化会館」	小高区本町二丁目89番地の1

[※]上記一覧は令和4年度実績を基にした(案)であり、投函箱の設置場所については、 今後変更になる可能性があります。

【別紙2】

商品券本数及び当選額内訳等について(案)

等	当選額	本数	総額	共通券・専用券内訳
1等	50,000円	70 本	3, 500, 000 円	共通券 20,000 円 専用券 30,000 円
2等	30,000円	120 本	3, 600, 000 円	共通券 12,000 円 専用券 18,000 円
3等	10,000円	240 本	2, 400, 000 円	共通券 4,000 円 専用券 6,000 円
4等	5,000円	9,570本	47, 850, 000 円	共通券 2,000 円 専用券 3,000 円
	合計	10,000本	57, 350, 000 円	

[※]当選本数及び総額の内訳は、基準日時点での市民生活応援分対象者数に応じて変動。